

## 国立大学法人鳴門教育大学授業料その他費用に関する規程

平成16年 4月 1日

規程第 33 号

改正 平成17年3月31日規程第49号

平成18年9月14日規程第47号

平成19年3月23日規程第18号

平成21年3月23日規程第17号

平成23年4月 1 日規程第44号

平成26年3月24日規程第10号

令和 元 年8月20日規程第87号

令和 2 年2月 3 日規程第 1 号

令和 4 年3月 9 日規程第14号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第95条の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）において徴収する授業料その他費用（以下「費用」という。）に関し、他の法令等に定めのあるものを除き、費用の額及び徴収方法を規定するものである。

(授業料，入学料及び検定料の額)

第2条 本学において徴収する授業料（附属幼稚園にあつては保育料。以下同じ。）、入学料（附属幼稚園にあつては入園料。以下同じ。）及び検定料の額は次の表のとおりとする。

区 分	授 業 料	入 学 料	検 定 料
学 部	年額 535,800 円	282,000 円	17,000 円
大学院の研究科	535,800	282,000	30,000
附 属 幼 稚 園	73,200	31,300	1,600
附属特別支援学校(高等部)	4,800	2,000	2,500
研 究 生	月額 28,900	84,600	9,800
科目等履修生	1単位 14,400	28,200	9,800

2 前項の規定にかかわらず、本学の附属幼稚園にあつては平成15年以前の入学者に係る授業料の額は70,800円とする。

3 本学に在学する者のうち、本学の修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して課程を修了することを認められた者から徴収する授業料の年額は、当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

4 附属小学校，附属中学校及び附属特別支援学校の小学部，中学部において入学を許可

するための試験，健康診断，書面その他による選考等を行った場合に徴収する検定料の額は，次の表のとおりとする。

区 分	検 定 料
附 属 小 学 校	3,300 円
附 属 中 学 校	5,000
附属特別支援学校(小学部)	1,000
附属特別支援学校(中学部)	1,500

5 大学の学部の新入学又は再入学に係る検定料の額は，第1項の規定にかかわらず，3万円とする。

(授業料の徴収方法)

第3条 授業料の徴収は，各年度に係る授業料について，前期及び後期の2期に区分して行うものとし，それぞれの期において徴収する額は，年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は，前期にあつては4月，後期にあつては10月に徴収するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず，学生又は生徒の申し出があつたときは，前期に当該年度の後期に係る授業料を徴収するものとする。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については，第1項及び第2項の規定にかかわらず，入学を許可される者の申し出があつたときは，入学を許可するときに徴収するものとする。

(高等学校等就学支援金の受給権者に係る授業料の額及び免除)

第3条の2 前条の規定にかかわらず，高等学校等就学支援金（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法律」という。）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）の受給権者（法律第5条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）である者に係る授業料は，第2条に定める授業料（年額）の12分の1に相当する額に，受給権者が月の初日に在学する月数を乗じて得た額とし，その納付については，学長が高等学校等就学支援金を受給権者に代わって受領することをもって充当する。

2 受給権者が，転学又は退学を許可された場合は，転学又は退学する日の翌月以降に納入すべき授業料の全額を免除することができる。

3 高等学校等就学支援金が支給されない生徒の授業料の納付は，前期及び後期の2期に区分して，それぞれの期において高等学校等就学支援金が支給されない始めの月に一括して徴収する。

4 すでに授業料を納付しているため授業料債権が消滅している高等学校等就学支援金を代理受領した場合は，受給権者に引き渡すものとする。

(子育てのための施設等利用給付認定子どもに係る授業料の額及び徴収方法)

第3条の3 第2条の規定にかかわらず，子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）における施設等利用給付認定子ども（以下「園児」という。）が年度の途中で入退園及び休復園（以下「入退園等」という。）した場合の授業料は，第2条に定める授業料（年額）の12分の1の額（以下「月額保育料」という。）に，園児が在園した月数を乗じて得た額とする。ただし，月の途中において入退園等し

た場合は、月額保育料に在園した月数（月の途中において入退園等した月を除く。）を乗じた額に、月の途中において入退園等した月における幼稚園の平日開園日数を基礎として月額保育料を日割計算して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を加えた額とし、支援法第30条の11第3項の規定に基づき学長が保護者に代わって受領（以下「代理受領」という。）する施設等利用費については、当該園児にかかる授業料に充当するものとする。

2 第3条第1項及び第2項の規定にかかわらず、代理受領する場合の授業料は施設等利用費の給付月に徴収するものとする。また、代理受領しない場合において月の途中で入園又は復園する場合は、次の徴収の時期前までの授業料を入園又は復園の日の属する月に徴収するものとする。

3 退園を許可された園児から退園する日の翌日以降の授業料を、休園を許可された園児から休園期間中の授業料をすでに徴収している場合は、当該額を返還するものとする。

4 すでに授業料を納付しているため授業料債権が消滅している園児に係る施設等利用費を代理受領した場合は、保護者に引き渡すものとする。

（入学の時期が徴収の時期後である場合における授業料の額及び徴収方法）

第4条 特別の事情により、入学の時期が徴収の時期後である場合に前期又は後期において徴収する授業料の額は、第3条の3に該当する場合を除き、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に入学した日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に徴収するものとする。

（復学等の場合における授業料の額及び徴収方法）

第5条 前期又は後期中途において復学、転入学又は再入学（以下「復学等」という。）をした者から前期又は後期において徴収する授業料の額は、第3条の3に該当する場合を除き、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に復学等の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に徴収するものとする。

（学年の途中で卒業等する場合における授業料の額及び徴収方法）

第6条 特別の事情により、学年の途中で卒業又は課程を修了する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に徴収するものとする。ただし、卒業又は課程を修了する月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収するものとする。

（退学の場合における授業料の額）

第7条 後期の徴収の時期前に退学する者から徴収する授業料の額は、第3条の3に該当する場合を除き、授業料の年額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

（修業年限を超えて計画的に教育課程を履修して課程を修了することを認められた者に係る授業料及び徴収方法の特例）

第8条 第2条第3項の授業料の年額が定められた者が長期在学期間を延長又は短縮する

ことを認められる場合には、授業料の再計算を行うとともに、再計算した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額と、当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額との差額については、延長又は短縮が認められた年度以降の授業料で調整するものとする。（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）

（授業料の返還）

第9条 第3条第3項により前期に当該年度の後期に係る授業料を納付し、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した者については、後期分の授業料に相当する額を返還するものとする。

2 第3条第4項により入学を許可するときに前期分及び後期分授業料を納付し、3月31日までに入学を辞退又は休学した者については、当該授業料相当額を返還するものとする。

（入学料の徴収方法）

第10条 入学料は入学を許可するときに徴収するものとする。

2 すでに入学料を納付しているため入学料債権が消滅している園児に係る施設等利用費を代理受領した場合は、保護者に引き渡すものとする。

（検定料の徴収方法）

第11条 検定料は、入学、転入学又は再入学の出願を受理するときに徴収するものとする。

（検定料の返還）

第12条 学部の入学者選抜において、一般選抜の個別学力検査出願受付後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者については、既納の検定料のうち13,000円を返還するものとする。

（寄宿料の額及び徴収方法）

第13条 寄宿料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	種 別	寄 宿 料
学生寄宿舍1号棟	世帯用	月額 11,900 円
学生寄宿舍2号棟	世帯用	9,500
学生寄宿舍3,4,6,7,8号棟	単身用	4,300

2 寄宿料は、寄宿舍に入居した日の属する月から退去する日の属する月まで毎月その月の分を徴収するものとする。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に徴収するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、学生の申し出又は承諾があったときは、当該年度内に徴収するそれぞれの寄宿料総額の範囲内で、その申し出又は承諾に係る額を徴収することができるものとする。

4 月の途中で寄宿料の額が低い居室から寄宿料の額が高い居室に移った場合は、その月において差額を徴収するものとし、月の途中で寄宿料の額が高い居室から寄宿料の額が低い居室に移った場合は、既納の寄宿料は返還しないものとする。

（寄宿料の返還）

第14条 寄宿舍を退去することとなった者で、翌月分以降の寄宿料を既に納付している

場合は、退去日の翌月以降の寄宿料に相当する額を返還するものとする。

(公開講座講習料の額)

第15条 本学の公開講座講習料の額は、次の表のとおりとする。

1 講座当たり時間数	公開講座講習料
5時間以下	5,200 円
5時間を超え 10時間以下	6,200
10時間を超え 15時間以下	7,200
15時間を超え 20時間以下	8,200
20時間を超え 25時間以下	9,200
25時間を超え 30時間以下	10,200
30時間を超え 35時間以下	11,200
35時間を超え 40時間以下	12,200
40時間を超え 45時間以下	13,200
45時間を超え 50時間以下	14,200
50時間を超え 55時間以下	15,200
55時間を超え 60時間以下	16,200
60時間を超え 65時間以下	17,200
65時間を超え 70時間以下	18,200
70時間を超え 75時間以下	19,200
75時間を超え 80時間以下	20,200
80時間を超え 85時間以下	21,200
85時間を超え 90時間以下	22,200
90時間を超え 95時間以下	23,200
95時間を超え 100時間以下	24,200
100時間を超え 105時間以下	25,200
105時間を超え 110時間以下	26,200

2 本学で実施する公開講座のうち、上記の額によりがたい場合は学長がこれを定める。

(教員免許更新講習料の額及び徴収方法)

第16条 教員免許更新講習料の額は、1時間あたり1,000円とする。

2 教員免許更新講習料は、本学が指定する期日までに徴収するものとする。

(教員免許更新講習料の返還)

第17条 徴収した教員免許更新講習料の返還については別に定めるものとする。

(共同研究員の研究料の額)

第18条 共同研究員の研究料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	研 究 料
共 同 研 究 員	年額 440,000 円

(内地研究員の研究料の額)

第19条 内地研究員の研究料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	研 究 料
教 授	月額 29,330 円

准 教 授	15,710
講 師	11,520
助 教 , 助 手	7,330

(受託研究員等の研究料の額)

第20条 受託研究員，私学研修員，専修学校研修員，公立高等専門学校研修員，公立大学研修員及び教員研修センター研修員として本学に受け入れる場合の研究料の額は，次の表のとおりとする。

区 分	研 究 期 間	研 究 料	
受託研究員	長期	6ヶ月を超えて1年以内	566,970 円
	短期	6ヶ月以内	283,480
私学研修員	実験系	3ヶ月	113,390
	非実験系	3ヶ月	56,690
専修学校研修員	実験系	3ヶ月	113,390
	非実験系	3ヶ月	56,690
公立高等専門学校研修員	実験系	3ヶ月	113,390
	非実験系	3ヶ月	56,690
公立大学研修員	実験系	3ヶ月	113,390
	非実験系	3ヶ月	56,690
教員研修センター研修員	実験系	3ヶ月	30,540
	非実験系	3ヶ月	17,720

(外国人受託研修員の研修料の額)

第21条 外国人受託研修員の研修料の額は，次の表のとおりとする。

研修期間区分	研 修 料
1 ヶ 月	236,760 円

(費用の返還)

第22条 第3条の3第3項，第9条，第12条，第14条，第17条に規定する場合及びその他別に定めがある場合をのぞき，既に徴収した費用は返還しないものとする。

(その他)

第23条 本規程に規定した以外の費用で，本学でその額を定めなければならない場合には，学長がこれを定める。

附 則

この規程は，平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成18年9月14日から施行する。

附 則

この規程は，平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年8月20日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第10条第2項及び第22条に規定する入学料については、令和2年度入学者分から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。